

第15号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の特例措置の適用期限を1年間延長するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第30条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第93条第2号アの項中「第93条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第93条第2号アの項中「第93条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第93条第2号アの項中「第93条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第93条第2号アの項中「第93条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の芦屋市市税条例附則第30条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の特例措置の適用期限を1年間延長するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 軽自動車税の特例措置の適用期限を1年間延長し、三輪以上の軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分に限り、次の特例措置を講じることとする。

(附則第30条関係)

【対象車及び軽課割合】

対象車		軽課割合
電気自動車 天然ガス自動車（ポスト新長期規制（※1）からNOx 10%低減）		概ね75%軽減
ガソリン車・ ハイブリッド車 （※2）	（乗用車） 平成32年度燃費基準+20%達成 （貨物車） 平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
	（乗用車） 平成32年度燃費基準達成 （貨物車） 平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

※1 ポスト新長期規制は、ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

【軽課割合を適用した場合の税率】

車種区分		標準税率 (年額)	軽課税率 (年額)			
			75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪 以上	乗 用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物 用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

(2) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 平成29年4月1日

(2) 改正後の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行																														
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第30条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="250 863 1061 1102"> <tr> <td style="border: none;">第2号ア</td> <td style="border: none;">3,900円</td> <td style="border: none;">4,600円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">6,900円</td> <td style="border: none;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">10,800円</td> <td style="border: none;">12,900円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">3,800円</td> <td style="border: none;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">5,000円</td> <td style="border: none;">6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第30条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1146 863 1957 1102"> <tr> <td style="border: none;">第93条第2号ア</td> <td style="border: none;">3,900円</td> <td style="border: none;">4,600円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">6,900円</td> <td style="border: none;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">10,800円</td> <td style="border: none;">12,900円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">3,800円</td> <td style="border: none;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">5,000円</td> <td style="border: none;">6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第93条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
第93条第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													

改正案			現 行		
第2号ア	3,900円	1,000円	第93条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア	3,900円	2,000円	第93条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円		6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円		3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア	3,900円	3,000円	第93条第2号ア	3,900円	3,000円

改正案			現 行		
	6,900円	5,200円		6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円